

南越前町出産・子育て応援給付金支給事業のご案内

(国の出産・子育て応援交付金による支給事業)

町では、妊婦の方や低年齢の子を育てる子育て家庭に対して、妊娠・出産・育児に係る経済的負担の軽減を図るために、出産・子育て応援給付金の支給を行っています。

注意:申請時に町外に転出されている方は対象外になります。転出先の市町村にご相談ください。

1 対象者及び支給内容

対象者	支給内容	支給要件
妊婦	出産応援ギフト 妊婦1人につき 5万円 (現金又は <u>デジタル地域通貨</u>)	以下の全てに該当する方 ①妊娠届出を提出された方 ②妊娠届出時や妊娠中に保健師による妊婦面談(伴走型相談支援事業)を受けられた方 ③産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した方又は妊娠していることが明らかな方 注)妊娠37週未満にて出産された等やむを得ない理由により、妊婦面談前に出産された場合にも支給対象になります。
生後4ヶ月 未満の児の 養育者	子育て応援ギフト 養育者の子1人 につき5万円 (現金又は <u>デジタル地域通貨</u>)	養育するお子さんが生後4ヶ月頃になるまでに、保健師等による出生後面談(伴走型相談支援事業)を受けられた方 注)長期入院や災害等、やむを得ない事情がある場合には、生後4ヶ月を過ぎて出生後面談をした場合にも給付対象となります。

2 申請方法及び支給方法

- (1)妊婦面談又は出生後面談を受けられた後に、申請方法について保健師よりご説明いたします。
(2)出産・子育て応援ギフトの受給方法は以下の通りです。

▶現金給付をご希望の方は次の3点をご提出ください。

- ・様式第1号南越前町出産・子育て応援給付金支給事業申請書
- ・様式第2号南越前町出産・子育て応援給付金支給事業請求書
- ・振込先の金融機関の通帳の写し

▶デジタル地域通貨による給付をご希望の方は次の手順に沿って申請してください。

- ・様式第1号南越前町出産・子育て応援給付金支給事業申請書をご提出ください。
- ・はぴコインチラシから「ふくアシリ」をダウンロードし、「新規会員登録」「サイフ作成」をしてください。
- ・登録及びサイフの画面の写しを添付または、面談担当職員に画面を提示してください。

- (3)申請された月から1~2ヶ月後に支給されます。

流産・死産(人工妊娠中絶含む)、出生後お子さんを亡くされた方へ

流産・死産(人工妊娠中絶含む)、出生後お子さんを亡くされた方も、給付を受けられます。

対象の方は下記までご連絡ください。

※大切なお子さんを亡くされた悲しみは計り知れません。

福井県では、相談窓口の周知や、様々な情報をホームページにて発信していますのでご活用ください。

「流産・死産でお子さまを亡くされたご家族への支援」<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/ryuuzannsizann.html>

ご不明な点などございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

【問い合わせ先(申請先)】 〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道29-1 ☎0778-47-8007
南越前町子育て世代包括支援センター(保健福祉課内) fax0778-47-3605